

福島県 田村市

(基本方針)

インフラ等の復旧については、帰還に向けて必要な社会基盤で、早急に復旧対応をしなければならない。特に道路については、平成24年度中を目途に災害復旧事業を終える予定である。農林道や農業用水施設の災害復旧事業についても、平成24年度末を目途に整備する。電気や上水道は震災当時から大きな被害はなく、その他のインフラについても、早急に整備が必要な事業はない。

1. 道路（市管理道路）

- ① 市道小滝沢線の災害復旧事業については、平成24年7月に災害査定を受け、10月に工事発注し平成25年3月には完了予定。

2. 農業用施設

- ① 農業用水（水路13カ所）については、平成24年5月から復旧に着手し平成25年3月末までに完了予定。
- ② 農道（4カ所）については、平成24年5月から復旧に着手し平成25年3月までに完了予定。

※①、②とも市予算にて復旧

3. 林道

① 林道の被害状況

平成24年6月に現地調査を行い、林道「合子線」において路肩の崩落1箇所の被害を確認した。更に詳細な調査を進め被害状況の把握に努める。

② 復旧の予定

9月上旬を目途に災害査定を実施する予定。

平成24年度内に工事に着手し、平成25年6月末までに完了の予定。

③ 平成23年度における成果

崩壊箇所の拡大を防止するため、土嚢による応急対策を実施済み。

④ 平成24年度の成果目標

年度内に工事着手予定。

4. 文教施設

- ① 古道小学校・都路中学校の校庭の土砂崩れについては、すでに工事を発注しており、平成 24 年 7 月末には完成予定。
- ② 除染を踏まえて、施設復旧、再開の検討を行う。

5. 除染計画

(市町村計画)

すでに策定された市除染実施計画に基づき、旧警戒区域を除く市内全域にて25年度末までに、日常生活環境、農地、森林・河川の除染を終了する。

旧警戒区域は、国の除染実施計画の対象地域に該当するため、国が除染を行う。

(国計画)

平成24年4月に策定された「特別地域内除染実施計画（田村市）」に基づき、事業を実施

(参考) <特別地域内除染実施計画（田村市）>

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19735&hou_id=15115

6. 災害廃棄物処理（対策地域内廃棄物処理）

① 旧警戒区域内被災状況

- ・ 昨年度の現地踏査では被災家屋の状況を確認。
- ・ 今年度の詳細な現地調査にて災害廃棄物の発生状況を把握する予定。

② 事業実施予定

- ・ 国による解体が必要な建物がある場合、市と調整し、仮置場が確保され次第、解体事業を発注予定（調整中）。
- ・ 対策地域内廃棄物処理計画に則り、25年度中の処理を目指すものとするが、この目標については、除染廃棄物の処理の状況を踏まえ、適宜見直すこととする。

③ 平成23年度における成果

- ・ 国の直轄事業内容について、市との調整を実施。

④ 平成24年度の成果目標

- ・ 国による解体が必要な家屋の解体を実施し、災害廃棄物の仮置場への搬入を完了。

●→ : 工程が見込めるもの ●.....▶ : 工程が現時点で見込みにくいもの

	整備主体	被災/稼働状況	24年度				25年度				26年度				H27年度以降	備考・ポイント等
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
除染																
先行除染	国	実施済み	●→												集会所4件	
特別地域内計画	国	H24年4月 特別地域内除染実施計画策定	●.....▶	特別地域内除染実施計画に基づく事業												
市町村計画	市	策定済み	●.....▶	除染											農地の一部はH29年3月まで	
仮置場	国市	選定中	●.....▶	選定作業												
災害廃棄物処理																
災害廃棄物処理事業	国	・昨年度の現地踏査では被災家屋の状況を確認。 ・今年度の詳細な現地調査にて災害廃棄物の発生状況を把握する予定。		●.....▶ 仮置場への搬入(調整中)				●.....▶ 処理の実施(調整中)								